

第四十八回 参議院建設委員会會議録第十八号

昭和四十年五月十一日(火曜日)
午前十一時四十二分開会

委員の異動

四月二十七日

高橋文五郎君

補欠選任

松野 孝一君

補欠選任

四月二十八日

松野 孝一君

補欠選任

五月十日

松野 孝一君

補欠選任

五月十一日

大和 与一君

補欠選任

岸田 幸雄君

補欠選任

出席者は左のとおり。

安田 敏雄君

理事

稲浦 鹿藏君

委員

川野 三曉君

委員

熊谷 太三郎君

委員

瀨谷 英行君

委員

小山 邦太郎君

委員

高橋 文五郎君

委員

森田 タマ君

委員

佐野 芳雄君

委員

田中 一君

政府委員

首都圏整備委員

小西 則良君

首都圏整備委員

吉田 伸一君

首都圏整備委員

中島 博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

政府委員

首都圏整備委員

小西 則良君

首都圏整備委員

吉田 伸一君

首都圏整備委員

中島 博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

政府委員

首都圏整備委員

小西 則良君

首都圏整備委員

吉田 伸一君

首都圏整備委員

中島 博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

首都圏整備委員

博君

生じる原因を醸成いたしております。特に住宅問題につきましては、戦後二十年を経て一向に解消されないばかりでなく、高度成長政策に伴う人口の大都市集中、世帯の細分化傾向のために、改善のさざしめも見えずかつて深刻化しつつあるのが現状であります。勤労階級、ことに低所得者においては、数十倍にもものぼる競争の激しい公営住宅や公団住宅には入居する機会が乏しく、やむを得ず民間の粗悪狭小な木造アパートに居住を余儀なくされております。

政府は、これらのひずみを是正するため、中期経済計画におきましては、住宅・環境施設の整備を推進することを第一の目標に掲げておりますが、現在の深刻な大都市問題や住宅問題を早急に解決するための具体的なしきも抜本的な政策は少しも明らかにされておられません。

いまや、地域住民や勤労者はみずからの手で住宅難を解決しようとして、住宅組合法に基づく住宅組合、あるいは消費生活協同組合法に基づく住宅生活協同組合を組織し、厚生年金還元資金や労働金庫の資金等を原資として、各地で活躍いたしております。

しかしながら、前者は大正十年に制定された法律でその後所要の改正が行なわれたにもかかわらず、社会経済的背景が著しく変革したこと、又後者は生活に必要な消費物資の購入販売を主たる目的としたもので、組合員に対する宅地や住宅の供給事業を行なうについては、実施面において幾多の障害に直面していること、並びにこれら地域住民や勤労者の自主的な組織である住宅組合や住宅生活協同組合に対して、政府は積極的な助成策を講じないことなどの理由から、これら組合の健全な発達が阻害されてきたのであります。しかしながら、最近とくに、地域住民や勤労者の中から大都市問題や住宅問題を解決するために協同組合による住宅の供給制度を確立することの要望が強くなってまいりました。

また、最近社会問題となりつつあるわが国の宅地事情を考えますと、地域住民や勤労大衆が自主的な認識のもとに協同組合精神に基づく共同住宅の建設を推進することは、土地の合理的な高度利用をはかる上にきわめて適切な方策と考えられるのであります。

いまや転換期を迎えつつある住宅対策として、公共賃貸住宅を大量に建設する一方、自主的かつ協同組合精神に基づく組織による住宅供給制度を確立することは、国民住宅の将来の基礎を確立する上に緊要欠くべからざるものと考えます。これが本法案を提出する理由であります。

以下その概要を申し上げます。

まず第一に、住宅協同組合は、法人といたしまして、都道府県の区域を地区として各一個設立されることとしました。組合は、原則として、その組合の地区内に住所を有する組合員をもって構成されるものとし、組合への加入脱退は自由とし、組合へ加入するには出資一口以上を有しなければならぬことになっております。なお、組合は、千人以上の組合員がなければ設立できないものとし、組合員はその出資口数にかかわらず、各一個の議決権及び選挙権を有することにいたしました。

第二に、組合の役員として、理事及び監事を置くこととし、総会において選出されるものと、その任期は各三年以内とした。通常総会は、毎事業年度一回招集しなければならぬこととし、定款の変更、毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更等重要事項は総会の議決を経なければならぬこととしております。なお、組合は、総会にかわるべき総代会を設けることができることとし、組合の業務執行は理事会において決することとしております。

第三に、組合の行なう業務であります、住宅協同組合設立の目的に従いまして、組合員のための住宅の建設または取得、住宅用地の造成または取得、組合員に対するこれらの住宅または住宅用地の賃貸または譲渡、組合員からの貯金の受け入れ、組合員のための住宅または住宅用地の売買、交換または賃貸の代理または媒介を行なうことをその主要な業務とすることとしております。

第四に、組合の財務であります、毎事業年度の収支予算は総会の議決を要するものとし、準備金、繰り越し金及び剰余金の割り戻し等について所要の規定を設け、組合員の利益を保全するためにその財務を適正に処理するための基準を明らかにいたしてあります。

第五に、都道府県知事は、組合に対し、その業務の一般的状況に関する報告の徴収、業務または会計の状況を検査できるものとするほか、所要の命令をすることができるといたしました。また、組合に関する行政の適正な処理をはかることができるとしてあります。

第六に、組合の組織、事業及び経営の指導並びに連絡、また組合に関する知識の普及及び情報の提供等を行なう団体として、各組合、勤労者の団体等を会員とする住宅協同組合中央会を全国を通じて一個設けることといたしました。会員の加入脱退は自由とし、会員は各一個の議決権及び選挙権を有することとし、中央会は定款の定めるところにより、会員に対し、経費を賦課することができるといたしました。なお、中央会に対しては、建設大臣が、報告の徴収、業務または会計の状況を検査し、所要の命令をすることができるとしてあります。

以上がこの法律案の提案理由及びおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

○委員長(安田敏雄君) 以上で提案理由の説明は終わりました。両案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(安田敏雄君) 次に、首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対し御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○田中一君 前回の委員会で委員長が出席しなかつたので、きょうは、総括的なこの法律施行に

あたるかまえ方を質問しておきたいと思うんです。これはむしろ私の意見も入ります。したがって、これに対する御答弁を願いたいと思います。

大都市問題はもはや国民の強い関心の的になっておるのであります。ことに首都東京を中心とする首都圏内の帰趨はどうなるのかということに非常に憂え、かつまた、このままうちやうておくとすれば将来ははかり知れない混乱が起こるんではなからうかという心配を多分に持っております。そのうちのひとつとして、この第四条のイとして「近郊整備地帯内において工業市街地として整備することが適当な区域」というもの、それから、ロとして「工業都市として発展させることが適当な都市開発区域」というものを設定することによって、経済的にあるいは文化的にあらゆる面から考えてみると、私はもはや生産に伴う宅地造成というものは一ペンストップすることのほうが妥当な政策ではなからうかというように考えるわけなんです。これは促進し、またはこれに対する助成をしようという形式になっておりますけれども、これはむしろ条文の面から見ると一般的な思想的な面から見た場合には、適地を利用することは今日非常に大事でありますから、一応前進の形を見せておきますけれども、今日の社会においてはこれらの地域にいかなる産業、いかなる生産をこの地において行なわねば得るであろうかということを考えますと、非常に危険を感じる。これは御承知のように、池田内閣の高度成長政策から引き続いて起こってまいりました今日の、これからの目のお底知れない不景気という形でもってわれわれの目の前に社会不安がもたらされるかも知れません。また、あるいは政府がよりよい政策をもって、そうして過激競争を抑えて、ほんとうに計画的な、われわれの国民生活に必要な消費財の生産ということが的確に行なわれるという方途をとるかも知れません。

【委員長退席、理事瀬谷英行君着席】

その前提がない限り、自由経済に伴って、もうけ

るためにはいかなる手でも打とうという今日の産業界の中において、どういう方法をもってそれを正しい方向に向かわせようとするのか、非常に心配を感ずるものなんです。私は逆に、逆説として、一応これらの傾向をストップさせることのほうが、このひずみを直し、また安定した都市計画というものを都市計画というか、首都圏の整備計画というものを達成するにはストップさせたほうがよい時期ではなからうかというふうにも私は考えておるのではありません。考え方としてはこれは決して正しくないというとは言えないのであります。しかし、これに見合つていかなる産業といかなる区分がその地域に行なわれるかといふことを考えますと、逆にとめたほうがいいのじやないかというふうな気持ちもするわけですから、これに對する委員長としての御答弁を願ひたいと思ひます、その見通しについて。

○国務大臣(小山長規君) この大都市問題解決のために、大都市周辺に人口が集中するのを防ぐために、何か思い切つた施策を講じたらどうかという意見は確かにあるのではありません。そのために、直接の効果はありませんけれども、そのために新産都市とか開発都市とかいふような構想を立てておるわけなんですけれども、しかし、一面、東京とか大阪というところは、自由経済のたまえをとつておられます限り、やはり一つの吸引力を持つておることはこれまた否定できません。どうしても都会地に進出したほうが利益があるとかいふような意味の吸引力があることは、これは否定できないのであります。

そこで、さてそれを、それでは何か政治の力でとめることができるかとなりますと、自由経済のたまえをとつておる限り、それはいたずらな混乱を来たすだけじやないか、こういうふうに思われます。

【理事瀬谷英行君退席、委員長着席】
そこで、誘導政策として、一方においては低開発地域の法制を備え、あるいは新産都市の法律制度を設けて、自由企業がそちらのほうに行つたほう

が得ですよ、得になりますよ、というかまえをしておるのであります。なお、交通の問題あるいは市場の問題などがありまして、一挙にそこまでききませんけれども、ものの考え方としては、やはり過密地帯に人口の集中するのを抑制することが必要であるという前提で、低開発地域あるいは新産都市あるいは開発都市というふうな制度をつくつておるのであります。さればといつて、それではそれを何か行政的なあるいは政策的な方法でとめようとしてしましても、なかなか自由経済のもとにおいてとはとりません。これが実態であります。それをそのままほうっておきますという、いまにグリーン・ベルトが蚕食されましたやうな形でいわゆるスプロール現象が起つてくる。ますます混乱を重ねるだけでありまして、そこでまあ必要悪といひますか、ことばは妥協でないかもしれないけれども、ともかく集まつてくる人口を何とかして整理する必要があるのではないだらうかといふことで、こういふたやうな整備地域とか開発計画といふものををつくりまして、そして入つてくるものはこういふた整然とした形でひとつ入つてきてもらいたい、こういうかまえをせざるを得ない。これが現実であります。おっしゃるやうに、何か非常に強い力で都市流入を防いで、しかも、それに混乱が起らないといふこととあれば別であります。いまの制度をとりまして、強い権力を用いなければ必ず混乱が起ることとは必定でありますから、そこで、過密の弊害はわかつておるのでありますけれども、万やむを得ずこういふたやうな入つてくるものを整然と受け入れる態勢だけでもつくつておこう、こういう考え方で今度の改正案を出した、こういうわけでありまして。

○田中一君 自由経済といふものを、大臣はどういうこれは——あなた財界人であり金融人であり、私も何にも知らぬ一つのものをお持ちになつておると思ひますが、自由経済だからこうだああたといふことは政治の圏外なんです、自由経済といふのは、自由経済はどこまでも自由経済な

んです。しかし都市問題といふのは、社会主義政策以外には完成できないんです。自由経済の中におきまして、いわゆる計画経済的な政策が持たれなければ、これは自由経済に負けてくるのです。いわゆる資本に負けてくるのです。要求に倒されてくるということです。もう非常に保守系な都市問題の學者にいたしましても、どうしても社会主義といふもの、計画経済といふものをこの地域に及ぼさなければ都市問題は解決されないと言ふのです。なるほど、せんだつての新聞を見るとき、ドブネズミが、ビニールか何かの管のまわりを切つて座敷に上がつてきて子供を食い殺したという記事が出ておりました。そのかわり一面、なせドブネズミか、あるいは屋内のネズミが繁殖するかといふと、食糧があるから、食い物があるからですね。当然生存といふことを考えますと、非常にドブネズミ的な人口増といふものをまず最初には正しなればならぬと思ふのです。これにはかつてこの法律の中におきまして、いわゆる既成市街地開発区域の既開発区域の工場、学校等の人口の流入、これをとめようとした政策をとつております。しかし今度は、かりに近郊整備地域にこうして集約的な人口の集中化をはかろうといふかまへ方は、自由経済の立場でものを考えた場合には、これは全然同じ結果をもたらすのです。二十三区並びに近郊三つか四つの市を中心とする既開発区域の現状と同じことになるといふ危険を多分に感ずるわけなんです。ましてや、今日の段階において一休をつくらすのか。かつて工場、学校等を首都圏の既成市街地からシャットアウトしよう、これ以上ふやすまいとする政策をとつた。社会増といふものを推定して、これ以上ふやさないのだといふ政策をとつた。しかし、その区域内における消費物資といふものをつくつて供給するといふ、それと同じやうな考え方を今度は五十キロ内、百キロ内に延ばした首都圏内において科学的な——自由経済といふ考え方を放つてきて科学的な地域社会の需要供給といふ問題を考えないと、同じことになる。したがって、ここに工業

都市としての建設を行なおうとすることは、どういふ生産物をどうつくるかといふことになるのか、いわゆる産業構造といふものは、この地域内においてどういふものを持つてこようとするのか、といふ大きな計画がないとこれは困るのである。たとえば全国的に配給すべきものはもと適地があるはずでございます。しかしながら、労働源とかあるいは電力、交通、その他熱源とかいふものを考え、あるいは水利源といふものを考えて、やはり集中して大消費地に近いところのものを持つてこようとする形で、これは決してその消費地だけの限定されたものでなくて、日本全国に對する、一億の國民に對する消費財をつくるやうといふふうにならざるを得ないと思ふのです。自由経済の面から考えますと、私はこれは非常に危険を感ずるのです。ことにいま——せんだつてのあなたの欠席した委員会でも言つてあるのです。今日の産業界といふものは、どの産業を見ても株価が上がつておるものはございせん。みんな落ちております。そうして先行投資がむだになつておる。先行投資によるところの過當競争が行なわれ、会社がつぶれておる。失業者が町にあふれるといふ現象がぼつぼつ見えております。その時期に、構想としてはこれは認められても、委員長としては、これを実施するにあつたてのやはりその時代、その年代、その地域の緩急といふものはおのずからあるわけでありまして、これをどういふぐあいに調整していこうとするのか。ただ自由経済だからどうにもなりません、ということじや困るのです。こういう場合には、とめたつていいと思ふのです。實際、現在あるところの生産工場においてこれこれのものを生産し、これこれはいえおるから、これはむだな生産であるからこれはやめろといふくらい強いものがなくては、同じやうな混乱が生れてくることを心配するわけなんです。まあ都市問題といふものは、私が一がい、一つの面からそれでいいのだといふのじやございせん。そこには流動性がございせん。ただこの法律にこういふものを掲げて、こういう地域

に指定してもらいたいということになって、そうしてやった。ところが、その土地も売れない、工場も来ないというところは現在でもあるのです。新産都市の構想というのは、それはわれわれの同僚のその地域から出ている議員は、そういうものはここに持つてきてくれといつてやつておりますが、結果はどうか。結果は過当な設備によるコストダウンじゃなくて倒産になっておるのですよ、今日。政治は動きまわります。したがって、決してこのような行為が全面的に悪いという否定はできません。しかし現段階においては、ただ単にこの法律をつくり、あらゆる助成策をもって各地域に競争させるという形になるのじやなからうか。おそらくこの指定をしていくという陳情が、東京都を中心とする百キロ内の各都市から続々として申請が来ると思うのです。この際に建設大臣は、この指定にあたってどういう態度をとるか、これを一べん伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(小山長規君) 先ほどの話は少し否足らずであつたようでありまふ。いま田中さんがおっしゃる意味は、この整備地域内に、かりに誘導すべき産業あるいは禁止すべき産業というものを考えたかどうか、こういうお話のようでありまふ。その点は、やはり考えておかなきゃならぬ点でありまして、われわれのいまの構想では、いわば東京とか大阪というような工場の制限地域から出てもらいたい、あるいはそこで工場を拡張してもらつち、困るという制限をしておるわけでありまふが、それらの人たちが出ていく場所は、開発地域と考えておるわけでありまふ。それから整備地域内においては、この大都市の消費につながるようなもの、たとえば印刷業というようなものがあると思ひますが、そういったような消費につながるものといふことも、大体予定はしておるわけですね。しかし、そうかといつて、それじゃ重工業を禁止しているのかといふと、そこまでこの法律は予定していないのです。いま田中さんのおっしゃるの、そういうある種の工場は禁止する規定を設けたらどうか、こういう趣旨であらうかと思ひ

ますが、その辺のところは、まだ決断をしかねる点なんでありまふ。と申しますのは、たとえば整備地帯の中で活動ができて、しかも、いわゆる東京とか大阪とかいうようなところの過密問題には影響はない。つまりそこから中心街に人が通つてくるわけじやない。逆に中心街から外へ出てそこで働くんだという場合には、あえて禁止する必要があるだろうかといふ点が、まだ判断しかねておる。ところなんでありまふ。いまおっしゃるの、おそろく、むしろそこでは禁止規定を設ければ、開発都市というような速いところに行つたり、あるいは新産都市に行つたりするじやないかといふ御趣旨のようでありまふけれども、そこまでの決断もしかねておる、こういう現状でありまふ。

○田中一君 私、かつてイギリスのスチーブ・ニュータウンへ行つてみたんです。一番大きくいま反省されておるのは、政策的生産工場を中心とする都市計画はだめだといふことなんですね。まず第一に、率直に言つて、今日あそこでは何かに原子関係の三千人の労働者がいる。工場を中心に考えるのでありますが、これは政治的に、常に政策的に変わつていく。それが一つ。それから居住者は、ベッドタウンじやないのですから、そこからその地域以外に通勤することを認めないのです。ために就職した場合には、その町のから放逐されるわけなんです。少なくとも、その地域社会は過当な競争もなければ、平和な社会がつくれる。で、首都圏の場合は、首都圏といふ一つの中心がある。マンモス消費地区がある。そのまわりには近郊整備地帯として、むしろこれは工場——私は工場をいま中心において言つてゐるんですが、工場というものをのをつくる。これはその付帯するところの住宅の問題、道路の問題、その工場経営に対する熱の問題、水の問題、いろいろの問題がある。そういうもので、それが常に整備地帯をきめても、自由経済といふ名ののもとにおいては、民有地を買収してそれがふえていくことについて、何も制限いたしません。景気がよければ企業者はほとんど資本も増し、また

投資家も生まれ、そうして企業は伸びていく、といふことでは、ほんとうの首都圏としての整備ができないんではないか。もつと根本的な日本の産業自体を見守りながら、日本の生産といふものと消費といふもののバランスを的確に握りながら、その地帯にはこれこれのものを幾ら生産されたらよしといふことにならなければ、同じような苦しみ、ドブネズミのような存在がどうしても生まれてくるといふことなんですね。これに対する態度が明らかにならぬと、非常に危険を感じるわけなんです。将来に對して。ことにこれが、地方公共団体が主として行なう、あるいは住宅公団が行なう、工場造成、宅地造成にいたしましても、造成する者の意思そのものと、それから地方におけるその地域の行政面の発言等も、これはやはり一種の指定陳情競争的なものになつてきて、過当なものが要求されていく。また、政治的にも認めざるを得ないといふのが、地域社会に対する政府の選

挙対策でもあるわけなんです。そうなんでは、とていつこれは百キロ内の大都市という、世界連邦の首都が東京にあるといふことにならざるを得ないような規模のものになるおそれが多分にあると思ふのです。これは何です、その整備委員会の委員長としての小山さんは、相当それらのものを、エキスパートでありますから考えておられると思う。そういう危険を感じながら、現時点においてこの法律が通つた場合にどういふ現象が起きるかといふことを考える場合に、私は逆にとめておくほうがいいのではないかと気がするのです。新しい投資が生まれる、これは自動車操業的な投資が生まれた場合には、つづれちやいますよ。ばたばたつづれちやう、こういう点をいまここであなたから、的確にこれならいんだといふことは、今後の問題とし、御答弁をもらわぬでもいいですが、この点は十分に考えてもらわなければ非常に危険を感じるが、的確にこの問題について、学者でもないから、こうではなからうかといふことでもつてむづかしい。ことに、いまあなたおっしゃつたように、自由経済の社会でございましてという前

提では、とうていこれは実現は不可能であると考えられるのです。これは答弁はなくてもけっこうです。これはその点十分考えていただきたいということ。

それから、第二の問題としては、これもせんだって伺つておいたのですが、グリーンベルトの問題です。小西局長は飛行機に乗つてグリーンベルトを見ると、まだ相当緑はございまして、と言つてゐる。しかしながら、それは六〇％は蚕食されてゐる。まだ相当ございまして、私は撤回なさいと言つたのです。グリーンベルトといふ思想は撤回なさい。これはかつての大臣の河野さんは、これは再検討しつづございまして、東京都の場合には東京都において再検討しつづございまして、政府としてもこれに對してはいろいろ手を打つております、という答弁をしておりますが、グリーンベルトとしてのこの一つのワグが、もはや消滅したと同然なんです。今日。ましてや、五十キロから百キロになると、そうすると、これは撤回なさい、東京都の場合を考えて。そして思想的にもあるいは行政的にも——思想的といふと何かといふと、この東京砂漠に緑の地帯をたくさん造成なさい。何もグリーンベルトといふ一つの線を引かないでもけっこうです。至るところに緑の林をつくりなさい。日光の太郎杉の問題につきましても、あなたは、いろいろ経済的に、あるいは切つたらいいのではないかと結論づけような考え方をこの前も言つておりましたけれども、思想的に緑をふやすといふ考え方を政府自身が持つ、そして行政的に今度はそれを実行することといふのを私は要求したいのです。おそろく、ヘリコプターでゆつくりとこの東京近郊を飛んで見ますと、あらゆる所が緑が切れ、赤土になつてゐる所がたぐさんでございまして。ただ単に、鎌倉の文化人等がそこを守ろうじやないかといふような運動は、これは政府の恥です。日本の民族の恥なんです。その姿勢を今度は積極的に緑を植える、緑化するといふ、都心においても緑化するのだという方向を強く打ち出さなければならぬと思ふのです。後手に回つ

たとえ始末としての、たとえば隅田川の廃水のろ過の問題等は、これは後手の問題です。上流にこれらの緑を植えて、積極的な姿勢でもってやらなければならぬと思うのです。どうも私権というもの、御承知のように、もうこれは十五年前になりますか、あのグリーンベルトをつくったのは、二十四、五年ごろと記憶しておりますが、

です。これについてひとつ大臣のお考えをお聞かせください。

○国務大臣(小島長規君) これだけの大都會にこれだけの人間が集まろうといたしますと、どうしても緑が必要であるし、また住民もほしくなるわけです。そういう意味では、私権を制限してでもやれば緑は残せるでありましょうけれども、いまの社会情勢では、私権をただ制限しただけではだめだったという歴史がありまして、すでに明らかになっているわけでありまして、今後の緑化政策ということになりますと、どうしてもまず公共用地を使う、あるいは私有地を買い上げて残すとか、そういうようなこと以外に方法がないわけでございます。この点よくわかっておりながら、なかなかうまく従来いかなかったものでありますが、だんだん世の中の認識もそうなっておりますし、財政当局もだんだんそういう方向に賛同するような社会的な空気もできたと思っております。ですからそういう方向に、今後は計画を立てましたならば、そういう場合はできるだけ買っていく、こういう方向で計画を遂行していきたい、こう思っております。

○国務大臣(小島長規君) まだ残念ながらその経験はないのであります。ただ、いまおっしゃった土地価の問題は、これは内閣としても、建設省としても真剣に取り組んでおりますことは御承知だと思いますが、いま特に、その新しい市街地を開発する大団地の場合に、現在の土地収用法では十分な成果があらぬ、こう考えましたので、市街地開発法という新しい手法による還元譲渡の制度を考えまして、いま提案の準備をしておるところなものであります。これは何とかして、あと一週間そこそこありますけれども、早く結論を出してもらいたいということ、いま法制局あるいは法務省と詰めておる最中でありまして。この内容は、おそろくもうお聞きでありましょうから、詳しく申し上げませんが、要するに、いまの収用法によりまして、裁決のときの時価となっておりまして、いわゆる市価をつり上げておる大きな原因でありますから、計画が立って工事をした場合のその時点における時価ということで土地の価格をきめていくというものが大きなねらいであります。それで、今後の収用法の問題も、そういうものの考え方ではないかということで、いま検討を命じておるわけでありまして、幸いに、いま申し上げました新市街地開発法というような法律が国会の御承認を得られるようなことであれば、それをもとにしまして、収用法のほうも時価であることは、これはやむを得ませんと思っておりますけれども、時価の時点、いつの時価であるかという、なるだけ早いところでつまり時価を押えまさんと、いろんな思惑が入ってくる余地がありますから、思惑を防ぐ意味でも早い時点における時価で公共用地の取得については特別な措置を講じた、こういう考え方、いま事務局を督促している最中なものであります。これは早晩その結論が出ると思っております。そういうことで時価問題は非常にむずかしい問題でありますけれども、一歩一歩ひとつつこれを片づけていくという考え方で進んでおりますことを御了承願いたいと思っております。

○田中一君 そうですか。それを私権を制限しながら行政管理局自身が、自分がグリーンベルトの地域を破って施設をつくっている、これはもう堂々と。それに自由経済が入り込んできまして、これは半分以上のグリーンベルトは侵されていくのです。これは小西局長がせんだってはっきりと答弁をしておりましたから、それならもう一切を廃止をする計画というか、新しい観点から公共用地、これを全部緑化しない、やたらに土地を売ったりなんかしておりますから、たとえば二十ヘクタールの小さな公共空地があつたら、それを全部緑化しない。都市公園法によるむずかしい問題は言わないで、まずその場に木を移植して緑のオアシスをつくる。点でけつこうです。点だけでなくそれをうんとおつくりなさい。このほうが当然いまして、グリーンベルトを廃止しない。私はいま伺うのは、グリーンベルトを廃止しない、一日も早く廃止しない。しかし、それには、ただ廃止してはいけません。もし廃止する場合に、この地点をどうしても緑化しておかなければならないという場合には買収しない。買収の分は買収し、私権の制限を全部解除して、その分は買収し、時価で買収したとしようといつて買収しない。その地点、それを緑地帯として保存していただきたい。同時にまた公共用地等が転在しております。これをやたらに売らないで、これを全部緑化する方向に努力することが、もうほんとうの唯一の当面の施策でなければならぬと思う。それには思想的な背景と、それによるところの具体的な行政面の行動を要求したいと思うの

○田中一君 もう一つ伺っておきますが、首都圏内の地価の問題でございます。土地価の問題です。これは政府には、土地の法律はないわけなんです。土地の法律というのは、御承知のように、民法上財産だということ、財産権的な存在があるにすぎません。私は、この問題についてはずいぶん長い間、五年も六年もかかって一生懸命考え、研究しておりますけれども、これもあなたのおっしゃる自由経済の社会においては前提が立つものから、なかなか困難なわけなんです。これは少なくとも自由経済の社会におきまして、これは首都圏並びに近畿圏という二つの大きな地域の地域社会の整備というものを考えた場合には、当然根本的にこれを地域だけで考えなければならぬと思うんです。いたずらに開発ということばを使っちゃいかぬということです。そこには必ず利潤というものが推定されなければ開発しないもの

なんです。おそろくここにあるところのこの地域開発の問題にいたしましたも、近郊における工場開発にいたしましたも、これはみな想定する利益というものを考えながら開発するはずであります。決してそれが地域社会のために、日本民族の安定のためにという考えじゃございません。これはかつて平塚の工業団地をつくった。今日の公団法の政令では、原価主義というものが用いられておいて、買取、整備、造成の原価でもって売却する、これが時価主義に変わりました。これを私はずいぶん予算委員会でもってかかって食いついたものでありますけれども、これも今日もう時価主義になっております。時価主義という考え方は、公共企業体における宅地造成にいたしましても、やはり速くに利潤というものを、しいていえば不当な利潤というものを描きながらその事業を遂行するわけなんです。したがって、今日の地価の問題から見ても、大きな資本投下が必要な工場団地等は、まず中止をするということが当面の問題ではなからうかというのを私考えておるわけなんです。当面の問題です、恒久の問題じゃございません。したがって、これらに対する土地価の問題です、土地価の問題はどう考えておられるか。まさか小島さんがこうしたものをつくって、そこであなたが土地を買ってしまおうというように考え方は毛頭ないと思ひます。宮崎県下でも、これはやはりだれかが何かの目的を持ってこれをやろうというところになるわけなんです。あなたがおそろく首都圏委員長として就任以来、何回この首都圏内をヘリコプターでお回りになったか知りませんが、この法律が両院を通る前にひとつどうかヘリコプターで、これはゆっくり飛びますからいいです。とつくりと五時間でも、三時間でもいいです。それから飛んで見ていただきたいと思ひます。そして妥当な土地の価格というものを発見していただきたいと思ひます。地上じゃわかりません、やはり飛んで見なさい。小島さん、何回委員長として首都圏の中をヘリコプターで御視察なさ

○国務大臣(小島長規君) まだ残念ながらその経験はないのであります。ただ、いまおっしゃった土地価の問題は、これは内閣としても、建設省としても真剣に取り組んでおりますことは御承知だと思いますが、いま特に、その新しい市街地を開発する大団地の場合に、現在の土地収用法では十分な成果があらぬ、こう考えましたので、市街地開発法という新しい手法による還元譲渡の制度を考えまして、いま提案の準備をしておるところなものであります。これは何とかして、あと一週間そこそこありますけれども、早く結論を出してもらいたいということ、いま法制局あるいは法務省と詰めておる最中でありまして。この内容は、おそろくもうお聞きでありましょうから、詳しく申し上げませんが、要するに、いまの収用法によりまして、裁決のときの時価となっておりまして、いわゆる市価をつり上げておる大きな原因でありますから、計画が立って工事をした場合のその時点における時価ということで土地の価格をきめていくというものが大きなねらいであります。それで、今後の収用法の問題も、そういうものの考え方ではないかということで、いま検討を命じておるわけでありまして、幸いに、いま申し上げました新市街地開発法というような法律が国会の御承認を得られるようなことであれば、それをもとにしまして、収用法のほうも時価であることは、これはやむを得ませんと思っておりますけれども、時価の時点、いつの時価であるかという、なるだけ早いところでつまり時価を押えまさんと、いろんな思惑が入ってくる余地がありますから、思惑を防ぐ意味でも早い時点における時価で公共用地の取得については特別な措置を講じた、こういう考え方、いま事務局を督促している最中なものであります。これは早晩その結論が出ると思ひます。そういうことで時価問題は非常にむずかしい問題でありますけれども、一歩一歩ひとつつこれを片づけていくという考え方で進んでおりますことを御了承願いたいと思ひます。

○田中一君 大臣も一ぺんも飛んでないということでは、当委員会へヘリコプターを二台か三台建設省で出していただいて、われわれ全部この法律案の採決をする前に見たいと思うのです。これはぜひ委員長、ひとつ考えていただきたいと思います。ぜひ見たい。不幸にして、あるいは幸いにしても、会期が延長になれば十分時間がございいますから、われわれはどうしてもこのアウトラインだけでも飛行機の上からその実態を見たいと思う。その際にはぜひ大臣にも同乗していただいて、これはひとつ質疑の途中でありますけれども、委員長にお願ひしておきます。理事会もひとつ考えていただきたいと思います。これは小山さん、やはり飛ばなくちゃいけませんよ。冗談じゃありませんよ。小西君だってそうです。来てまだ何年もたつわけじゃない。机上のプランではならないものなんです。全体計画は統計というものがありません。しかし、地域の社会というものは常に大きく条件が流動しております。これはとてもそれはいけません。いま都市開発の問題をお話がありましたけれども、私はそういう問題はやめろと言いたいのです。この際はやめなさい。一ぺん国全体の国土計画という面から見ても手直しの、政策的に、略的に、選挙対策的に何か景気がよくなるんだというふうな気分を地域にもたらして、そして結論は、何か格差はますます激しくなる、金持ちはますます金持ちになる、貧乏人はますます貧乏人になるということにならざるを得ないわけですよ。私はこの際、全体の姿勢を直すために、開発をストップさせるということを言いたいのです。そうして日本の産業構造、日本の消費生活、日本のあらゆる生産というものを検討すべき時期、これは決して自由経済だから産業界、金融資本にまかしておけばいいという段階じゃないまじやせん。一方、いわゆる千五百億もするような農地報償制度なんというものをつくって、全く国民はこのままで行ったならばだれに何を期待していいかということ、その混乱というものはおそろしい

ものです。一方においては、ベトナム戦争に対して、爆撃に対してはこれを支持し、アジアの平和を乱そうという加担者になって、共犯者になって、うちにおいては理不尽な資金を放出しているという現状から見た場合には、非常に心配です。したがって、どうしても小山さん、一緒にヘリコプターで首都圏を見ましよう。一緒に見ましよう。これは数字や絵ではわからないんです。乗って見ればはあつてわかるんです。政府からそういう費用が出なければ、これは委員長、何かから参議院のほうに言つて、これは自衛隊はのためにあるのですから、自衛隊の総監部にでも貸してもらえばいいんです。二台も貸してもらえば、整備はいいし、一ぺん乗ればいいんですから、これはひとつ計画してください。その上で、私は今度通信委員会にこちらにきて総括的な御意見を伺つてこの採決に――採決はできませんけれども、意見を述べたいと思ひますから、この辺で総括的な最後の質問を終わっておきます。

○委員長(安田敏雄君) 田中委員にお答えします。が、ヘリコプター要求の件については、後ほど理事会でよく相談して御期待に沿えるように努力したいと思ひます。

他に御発言もないようでございますから、質疑は終局したものと認めて御異議ございませつか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。本案の討論採決は次回に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十七分散会

四月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、住宅協同組合法案 (田中一君外六名発議)

住宅協同組合法案
住宅協同組合法

目次	
第一章 総則(第一条―第八条)	
第二章 住宅協同組合	
第一節 事業(第九条―第十条)	
第二節 組合員(第十一条―第二十一条)	
第三節 管理(第二十二條―第五十四條)	
第四節 設立(第五十五條―第六十二條)	
第五節 解散及び清算(第六十三條―第六十五條)	
第三章 住宅協同組合中央会	
第一節 事業(第六十六條)	
第二節 会員(第六十七條―第七十條)	
第三節 管理(第七十一條―第七十七條)	
第四節 設立(第七十八條―第八十一條)	
第五節 解散及び清算(第八十二條―第八十七條)	
第四章 登記(第八十八條―第九十二條)	
第五章 雑則(第九十三條―第一百十條)	
第六章 罰則(第一百十一條―第一百十五條)	
附則	
第一章 総則	
(目的)	第一条 この法律は、勤労者が相互扶助の精神に基づき協同して住宅又は住宅の用に供する宅地を供給する事業を行なうために必要な組織について定め、もつて健康で文化的な生活を営むに足る住宅を確保し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
(組合基準)	第二条 住宅協同組合は、この法律に別段の定めのある場合のほか、次の各号に掲げる要件を備えなければならない。
一 組合員の相互扶助を目的とすること。	
二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。	
三 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。	
四 住宅協同組合の剰余金を出資額に応じて割りもどす場合には、その限度が定められてい	
ること。	
2 住宅協同組合及び住宅協同組合中央会は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。	
(登記)	第三条 この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
(名称)	第四条 住宅協同組合又は住宅協同組合中央会は、その名称中には、住宅協同組合又は住宅協同組合中央会という文字を用いなければならない。
2 住宅協同組合又は住宅協同組合中央会でない者は、その名称中に、住宅協同組合又は住宅協同組合中央会であることを示す文字を用いてはならない。	
3 住宅協同組合又は住宅協同組合中央会は、その名称を使用することを他人に許諾してはならない。	
(地区)	第五条 住宅協同組合は、都道府県ごとに一個とし、その地区は、都道府県の区域による。
2 住宅協同組合中央会は、全国を通じて一個とする。	
(法人格)	第六条 住宅協同組合及び住宅協同組合中央会は、法人とする。
(住所)	第七条 住宅協同組合及び住宅協同組合中央会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)	第八条 住宅協同組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の適用については、同法第二十四条各号に掲げる要件を備える組合とみなす。
第二章 住宅協同組合	

第一節 事業

(最大奉仕の原則)

第九条 住宅協同組合(以下「組合」という。)は、その行なう事業によつて、その組合員に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行なつてはならない。

(事業)

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行なうことができる。

- 一 組合員のための住宅の建設又は取得
- 二 組合員のための住宅の用に供する宅地の造成又は取得
- 三 組合員に対する住宅及び住宅の用に供する宅地の賃貸その他の管理及び譲渡
- 四 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
- 五 組合が賃貸し、又は譲渡する住宅及び組合が賃貸し、又は譲渡する宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡
- 六 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- 七 組合員のための住宅又は住宅の用に供する宅地の売買、交換又は賃貸の代理又は媒介
- 八 前各号の事業に附帯する事業

第二節 組合員

(組合員の資格)

第十一条 組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。ただし、法人は組合員となることができない。

- 一 組合の地区内に住所又は勤務地を有する者
- 二 組合の地区内に住所又は勤務地を有する者で当該組合から住宅又は住宅の用に供する宅地の供給を受けたもの
- 三 組合の地区内に住所又は勤務地を有する者で当該組合から住宅又は住宅の用に供する宅地の供給を受けることが適当と認められるもの

(出資)

第十二条 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

ばならない。

2 出資一口の金額は、組合員たる資格を有する者が通常負担できる程度とし、かつ、均一でなければならない。

3 一組合員の出資口数は、出資総口数の四分の一をこえてはならない。

4 組合員の責任は、その出資額を限度とする。

5 組合員は、出資の払込みについて、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(議決権及び選挙権)

第十三条 組合員は、その出資口数の多少にかかわらず、各一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。

2 組合員は、定款の定めるところにより、第十四条の規定により、あらかじめ通知のあつた事項につき書面又は代理人をもつて、議決権及び選挙権を行なうことができる。この場合は、その組合員との同一の世帯に属する者又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行なう者は、これを出席者とみなす。

4 代理人は、十人以上の組合員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならない。

(加入の自由)

第十四条 組合は、その組合員の数を制限することができない。

2 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

(加入)

第十五条 組合に加入しようとする者は、定款の定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に應ずる金額の払込み及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を終つた時に組合員となる。

第十六条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者が組合に対し定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、相続開始の時に組合員になつたものとみなす。この場合は、相続人たる組合員は、被相続人の持分について、死亡した組合員の権利義務を継承する。

2 死亡した組合員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもつて選定された一人の相続人に限り、前項の規定を適用する。

(自由脱退)

第十七条 組合員は、九十日前までに予告し、事業年度の終りにおいて脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

(法定脱退)

第十八条 組合員は、次の理由によつて脱退する。

- 一 組合員たる資格の喪失
- 二 死亡
- 三 除名

2 除名は、次に掲げる組合につき、総会の議決によつてすることができる。この場合は、組合は、その総会の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えなければならない。

一 出資の払込みその他組合に対する義務を怠つた組合員

二 その他定款で定める理由に該当する組合員

3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

(脱退者の持分の払い戻し)

第十九条 組合員は、脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の払い戻しを請求することができる。

3 前項の持分を計算するにあたり、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、組合は、定款の定めるところにより、脱退した組合員に対し、その負担に帰すべき損失額の払込みを請求することができる。

(時効)

第二十条 前条第一項又は第三項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

(払い戻しの停止)

第二十一条 脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合は、持分の払い戻しを停止することができる。

第三節 管理

(定款に記載すべき事項)

第二十二条 組合の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所所在地
- 五 組合員たる資格ならびに組合員の加入及び脱退に関する規定
- 六 出資一口の金額及びその払込みの方法並びに一組合員の有することのできる出資口数の最高限度
- 七 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
- 八 準備金の額及びその積立ての方法
- 九 組合員の権利義務に関する規定
- 十 役員の数、職務の分担及び選挙に関する規定
- 十一 事業年度
- 十二 公告の方法
- 十三 組合の定款には前項の事項のほか、組合の存立時期を定めたときは、その時期を記載しなければならない。

(規約)

第二十三条 次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

る。 一 総会又は総代会に関する規定 二 業務の執行及び会計に関する規定 三 役員に関する規定 四 組合員に関する規定 五 その他必要な事項 (役員) 第二十四条 組合に、役員として理事及び監事を置く。 2 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。 3 役員は、定款の定めるところにより、総会において選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。 4 理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員にならうとする者でなければならない。 5 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。 6 役員は、無記名単記投票によつて行なう。 7 投票は、一人につき一票とする。 8 第六項の規定にかかわらず、役員は、出席者中に異議がないときは、指名推選の方法によつて行なうことができる。 9 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて当選人と定めるかどうかを総会(設立当時の役員は、創立総会)にはかり、出席者の全員の同意があつた者をもつて当選人とする。 10 一の選挙をもつて二人以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。 (役員の変更の届出) 第二十五条 組合は、役員の名又は住所に変更があつたときは、その変更の日から二週間以内に、行政庁にその旨を届け出なければならない。	い。 (役員の任期) 第二十六条 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。 2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。 (理事会) 第二十七条 組合の業務の執行は、理事会が決する。 第二十八条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。 2 組合は、定款の定めるところにより、理事が書面により理事会の議決に加わることができるものとする。 (役員の兼職禁止) 第二十九条 理事は、監事又は組合の使用人と、監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。 (競業関係にある者の役員への就任禁止) 第三十条 組合の行なう事業と実質的に競業関係にある事業を営む者(法人である場合には、その役員)は、当該組合の理事又は監事になることができない。 (理事の自己契約) 第三十一条 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第百八条(自己契約)の規定を適用しない。 第三十二条 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。 2 理事がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき第三十四条第一項に掲げる書類の虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公	告をしたときも同様とする。 3 第一項の理事の責任については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百六十六条第二項から第四項まで(取締役の責任)の規定を準用する。 (定款その他の書類の備付け及び閲覧等) 第三十三条 理事は、定款、規約並びに総会及び理事会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。 2 組合員名簿には、各組合員について次の事項を記載しなければならない。 一 氏名及び住所 二 加入の年月日 三 出資口数、払込済金額及びその払込みの年月日 3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。 (決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等) 第三十四条 理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。 2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。 3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。 (会計帳簿等の閲覧等) 第三十五条 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。 (役員改選の請求)	第三十六条 組合員は、総組合員の十分の一以上の連署をもつて、役員の変更を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。 2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款若しくは規約の違反を理由として改選を請求するときは、この限りではない。 3 第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。 第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から七日前までに、その請求に係る役員に前項の規定による書面を送付し、かつ、総会において説明する機会を与えなければならない。 5 前項の場合については、第四十二条第二項及び第四十三条の規定を準用する。 (商法等の準用) 第三十七条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十八条第一項(欠員の場合の処置)、第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで(取締役に対する訴え)及び第二百八十四条(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を、理事については、民法第五十五条(代表権の委任)並びに商法第二百五十四条ノ二(取締役の義務)、第二百六十一条から第二百六十二条まで(会社代表)及び第二百七十二条(株主の差止請求権)の規定を、監事については、第三十二条並びに商法第二百七十四条(報告を求め調査をなす権限)及び第二百七十八条(取締役と監査役との連帯責任)の規定を、理事会については、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで(取締役会の招集)
---	---	--	---

及び第二百六十条ノ三（取締役会の議事録）の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八條第一項」と、同法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「住宅協同組合法第三十四条第二項」と読み替えるものとする。

（顧問）

第三十八條 組合は、理事会の決議により、学識経験のある者を顧問とし、常時組合の重要事項に關し助言を求めることが出来る。ただし、顧問は、組合を代表することができない。

（参事及び会計主任）

第三十九條 組合は、理事会の決議により、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行なわせることができる。

2 参事については、商法第三十八條第一項及び第三十九條、第四十一條並びに第四十二條（支配人）の規定を準用する。

第四十條 組合員は、總組合員の二十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任の請求をすることが出来る。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事会は、その参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否の決定の日の七日前までに、その参事又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（總會の招集）

第四十一條 通常總會は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第四十二條 臨時總會は、必要があるときは、定款の定めるところにより、何時でも招集することができる。

とができる。

2 組合員が總組合員の十分の一以上の同意を得て、會議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して總會の招集を請求したときは、理事会は、その請求があつた日から二十日以内に臨時總會を招集すべきことを決しなければならない。

第四十三條 前条第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が總會招集の手続をしないときは、行政庁の承認を得て總會を招集することができる。理事の職務を行なう者がない場合において、組合員が總組合員の十分の一以上の同意を得たときも同様とする。

（總會招集の手続）
第四十四條 總會の招集は、会日の十日前までに、會議の目的たる事項を示し、定款に定めた方法に従つてしなければならない。

（通知又は催告）
第四十五條 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別の通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所）にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

（總會の議決事項）
第四十六條 次の事項は、總會の議決を経なければならない。

一 定款の変更
二 規約の設定、変更又は廃止
三 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
四 その他定款で定める事項

2 定款の変更は、行政庁の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 前項の認可については、第五十七條第二項の規定を準用する。

第四十七條 總會の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、總會において選任する。
3 議長は、組合員として總會の議決に加わる権利を有しない。

4 總會においては、第四十四條の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款で別段の定めをしたときはこの限りではない。

（特別の議決）
第四十八條 次の事項は、總組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更
二 組合の解散
三 組合員の除名
（商法の準用）

第四十九條 總會については、商法第二百三十一条（總會の招集の決定）、第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項（特別利害關係人の議決権）、第二百四十三條（總會の延期又は続行の決議）、第二百四十四條（株主總會の議事録）、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條及び第二百五十三條（株主總會の決議の取消し又は無効）の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「住宅協同組合法第四十四條」と、同法第二百四十七條第一項中「第二百四十三條」とあるのは「住宅協同組合法第四十八條」と読み替えるものとする。

（總代会）
第五十條 組合は、定款の定めるところにより、總會に代わるべき總代会を設けることができる。

2 總代は、定款の定めるところにより、組合員のうちから、これを選挙する。

3 總代の定数は、少なくとも、二百人以上でなければならない。

なければならない。

4 總代の選挙については、第二十四條第六項及び第七項の規定を準用する。
5 總代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

6 總代会については、總會に關する規定を準用する。この場合において、第十三條第二項中「その組合員」と同一の世帯に属する者又は他の組合員」とあるのは「組合員」と、同条第四項中「十人」とあるのは「五人」と読み替えるものとする。

7 總代会においては、前項の規定にかかわらず、總代の選挙（補欠の總代の選挙を除く）をし、又は第四十八條第二号の事項について議決することができない。

（準備金及び繰越金）
第五十一條 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資總額の二分の一を下つてはならない。

3 第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

4 組合は、第十條第六号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

（剰余金の割り戻し）
第五十二條 組合は、損失をてん補し、前条に定める金額を控除した後でなければ剰余金を割り戻してはならない。

2 剰余金の割り戻しは、定款の定めるところにより、組合員の出資額に應ずるほか、これをなしてはならない。

3 組合が、剰余金の割り戻しをなすときは、年一割をこえてはならない。

（剰余金の払込充当）
第五十三條 組合は、組合員が期日の到来した出資の払込みを終るまで、その組合員に割り戻すべき剰余金をその払込みに充てることができる。

る。

(財務基準)
第五十四条 前三条に定めるもののほか、組合がその財務を適正に処理するために必要な事項は、政令で定める。

第四節 設立

(発起人)

第五十五条 組合を設立するには、その組合員にならうとする二十人以上の者が発起人となることを要する。

2 組合は、千人以上の組合員がなければ設立することができない。

(創立総会)

第五十六条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の決定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができ、ただし、組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。

6 創立総会については、第十三条並びに商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条(株主総会の議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(株主総会の決議の取消し又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「住宅協同組合法第五十六条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第

二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項中「第二百四十三条」とあるのは「住宅協同組合法第五十六条第五項」と読み替えるものとする。

(設立の認可)

第五十七条 発起人は、創立総会終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 行政庁は、次の各号の一に該当する場合を除き、前項の認可をしなければならない。

一 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。

二 事業を行なうために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが困難であると認められるとき。

(理事への事務の引継ぎ)
第五十八条 発起人は、前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その事務を理事に引き渡さなければならない。

(出資第一回の払込み)
第五十九条 理事は、前条の規定による引渡しを受けたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込みをさせなければならない。

2 前項の第一回の払込みの金額は、出資一口につき、その金額の四分の一を下つてはならない。

(成立の時期)
第六十条 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(成立の届出)
第六十一条 組合は、成立の日から二週間以内に、行政庁にその旨を届け出なければならない。

(商法の準用)
第六十二条 組合の設立については、商法第四百二十八条(株式会社の設立の無効)の規定を準用する。

第五節 解散及び清算

(解散の理由)
第六十三条 組合は、次の理由によつて解散する。

一 総会の決議
二 組合の破産
三 定款で定める存立時期の満了
四 第六百八条第二項の規定による解散の命令

2 解散の決議は、行政庁の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(清算人)
第六十四条 組合が解散したときは、破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(商法等の準用)
第六十五条 組合の解散及び清算については、商法第六百六条、第二百二十四条、第二百五十五条、第二百九条第二項及び第三項、第三百三十一条、第四百七条第二項、第四百八条から第四百二十四条まで、第四百二十六条並びに第四百二十七条(合名会社及び株式会社の清算)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二十五、第三百三十六條、第三百三十七條及び第三百三十八條(法人の清算の監督)の規定を、組合の清算人については、第二十七條から第三十五条まで、第四十二条第二項及び第四十三条並びに商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百五十四条第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十四条ノ二(取締役の義務)、第二百五十八條第一項(欠員の場合の処置)、第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで(取締役会の招集)、第二百六十條ノ三から第二百六十一條ノ二まで(取締役会の議事録及び会社代表)、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役に対する訴え)、第二百七十二條(株主の差止請求権)及び第二百八十四条(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を準用する。この場合において、

商法第二百六十一条第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百五十八條第一項」と、同法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「住宅協同組合法第六十五条ニ於テ準用スル同法第三十四條第二項」と、同法第四百七条第二項中「前項」とあるのは「住宅協同組合法第六十四条」と、同法第四百二十六条第二項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ總數ノ百分ノ三以上ニ當ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員ノ十分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員」と読み替えるものとする。

第三章 住宅協同組合中央会
第一節 事業

第六十六条 住宅協同組合中央会(以下「中央会」という)は、次の事業を行なうものとする。

一 組合の組織、事業及び経営の指導並びに連絡
二 組合の監査
三 組合に関する知識の普及及び情報の提供
四 組合に関する調査及び研究
五 前各号の事業のほか、組合の健全な発達を図るために必要な事業

2 中央会は、その事業を行なうために必要があるときは、定款の定めるところにより、組合に対し、その業務若しくは会計に関する報告を求め、又は事業計画の設定若しくは変更その他業務若しくは会計に関する重要な事項について指示することができる。

第二節 会員
(会員の資格)
第六十七条 中央会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者とする。

一 組合
二 勤労者の団体又はその連合団体であつて、定款で定めるもの
三 前二号に掲げる者以外の者であつて、定款で定めるもの

(議決権及び選挙権)

第六十八条 中央会の会員の資格を有する者は、次に掲げる者とする。

一 組合
二 勤労者の団体又はその連合団体であつて、定款で定めるもの
三 前二号に掲げる者以外の者であつて、定款で定めるもの

(議決権及び選挙権)

第六十九条 中央会の会員の資格を有する者は、次に掲げる者とする。

一 組合
二 勤労者の団体又はその連合団体であつて、定款で定めるもの
三 前二号に掲げる者以外の者であつて、定款で定めるもの

第六十八條 會員は、各一個の議決權及び役員の選舉權を有する。

2 會員は、定款のるところにより、第七十七條第四項において準用する第四十四條の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決權又は選舉權を行なうことができる。

3 前項の規定により議決權又は選舉權を行なう者は、出席者とみなす。

4 代理人は、代理權を証する書面を中央会に差し出さなければならない。

(経費の賦課)
第六十九條 中央会は、定款の定めるところにより、會員に経費を賦課することができる。

2 會員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて中央会に対抗することができない。

(準用)
第七十條 中央会の會員に関する事項については、第十四條、第十七條第一項及び第十八條(第一項第一号を除く。)の規定を準用する。この場合において、第十七條第一項中「九十日前までに予告し、事業年度の終りにおいて」とあるのは「三十日前までに予告して」と、第十八條第一項第二号中「死亡」とあるのは「解散」と読み替へるものとする。

第三節 管理
(定款)
第七十一條 中央会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 事業
二 名称
三 事務所の所在地
四 會員の加入及び脱退に関する規定
五 経費の分担に関する規定
六 役員の数及びその選舉に関する規定
七 事業年度
八 公告の方法
(規約)
第七十二條 次の事項は、定款で定めなければならない。

らない事項を除いて、規約で定めることができる。

一 總會に関する規定

二 業務の執行及び會計に関する規定

三 役員に関する規定

四 會員に関する規定

五 その他必要な事項
(役員)
第七十三條 中央会に、役員として会長一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

(役員職務)
第七十四條 会長は、中央会を代表し、その業務を總理する。

2 理事は、定款の定めるところにより、会長を補佐し中央会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、中央会の業務及び會計の状況を監査する。
(商法等の準用)
第七十五條 会長、理事及び監事については、第二十四條第三項及び第五項から第十項まで、第二十五條並びに第二十六條並びに商法第二百五十四條第三項(取締役と会社との關係)及び第二百五十四條ノ二(取締役の義務)の規定を、会長については、第三十一條、第三十三條及び第三十四條並びに民法第四十四條第一項(法人の不行爲能力)及び第五十五條(代表權の委任)の規定を、監事については、第二十九條の規定を準用する。この場合において、第三十一條中「理事会」とあるのは「監事」と、第二十九條中「理事又は」とあるのは「会長、理事又は」と読み替へるものとする。

(顧問)
第七十六條 中央会は、學識経験のある者を顧問とし、常時中央会の重要事項に關し助言を求めることができる。ただし、顧問は、中央会を代表することができない。

第七十七條 会長は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回通常總會を招集しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、定款の定めるところにより、何時でも臨時總會を招集することができる。

3 次の事項は、總會員の半数以上が出席し、その議決權の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更
二 中央会の解散
三 會員の除名
四 總會については、第四十二條第二項、第四十三條から第四十五條まで、第四十六條第一項及び第二項並びに第四十七條並びに商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害關係人の議決權)、第二百四十三條(總會の延期又は続行の決議)及び第二百四十四條(總會の議事録)の規定を準用する。この場合において、第四十二條第二項中「理事会」とあり、第四十三條中「理事」とあるのは「会長」と、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「住宅協同組合法第七十七條第四項ニ於テ準用スル同法第四十四條」と読み替へるものとする。

第四節 設立
(發起人)
第七十八條 中央会を設立するには、その會員にならうとする八以上の者が發起人となることを要する。この場合において、その發起人の過半数は組合でなければならない。

2 中央会は、二十五以上の組合が會員となるのでなければ、設立することができない。
(創立總會)
第七十九條 發起人は、定款を作成し、これを會議の日時及び場所とともに公告して、創立總會を開かなければならない。

2 創立總會については、第五十六條第二項から第五項まで及び第六十八條並びに商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害關係人の議決權)、第二百四十三條(總會の延期又は続行の決議)及び第二百四十四條(總會の議事録)の規定を準用する。この場合において、第四十二條第二項中「理事会」とあり、第四十三條中「理事」とあるのは「会長」と、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「住宅協同組合法第七十七條第四項ニ於テ準用スル同法第四十四條」と読み替へるものとする。

十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害關係人の議決權)、第二百四十三條(總會の延期又は続行の決議)及び第二百四十四條(總會の議事録)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三條中「第二百三十二條ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「住宅協同組合法第七十九條第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四條第二項中「取締役」とあるのは「發起人」と読み替へるものとする。

(設立の認可)
第八十條 發起人は、創立總會終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(準用)
第八十一條 設立については、第五十八條、第六十條及び第六十一條の規定を準用する。

第五節 解散及び清算
(解散の理由)
第八十二條 中央会は、次の理由によつて解散する。

一 總會の決議
二 破産
三 第八十八條第二項の規定による解散の命令

2 解散の決議は、行政庁の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(清算人)
第八十三條 中央会が解散したときは、破産による解散の場合を除いては、会長がその清算人となる。ただし、總會において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)
第八十四條 清算人は、就職の後遅滞なく、中央会の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを總會に提出し、その承認を求めなければならない。

(財産分配の制限)

第十二部 建設委員會會議錄第十八号 昭和四十年五月十一日【參議院】

一

第八十五条 清算人は、中央会の「を弁済した」後でなければ、中央会の財産を分配することができない。

(決算の承認)

第八十六条 清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを總會に提出して、その承認を求めなければならない。

(民法等の準用)

第八十七条 解散及び清算については、民法第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條から第八十二條まで（法人の清算）並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十八條、第三百三十七條並びに第三百三十八條（法人の清算の監督）の規定を、清算人については、第二十九條、第三十一條、第三十三條、第三十四條、第四十二條第二項、第四十三條並びに第七十七條第一項及び第二項、民法第四十四條第一項（法人の不法行為能力）並びに商法第二百五十四條第三項（会社と取締役との關係）及び第二百五十四條の二（取締役の義務）の規定を準用する。この場合、民法第七十五條中「前条」とあるのは「住宅協同組合法第八十三條」と、第三十一條中「理事会」とあるのは「監事」と読み替へるものとする。

第四章 登記

(設立の登記)

第八十八条 組合は、第五十九條の規定による出資の払込みがあつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

- 2 組合の設立の登記には、次の事項を掲げなければならない。
- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所
- 五 出資一口の金額及びその払込みの方法並び

に出資の総口数及び払込済出資総額
六 存立時期を定めたときは、その時期
七 代表者を有する者の氏名、住所及び資格
八 数人が共同して組合を代表すべきことを定めたときは、その規定
九 公告の方法

3 中央会は、設立の認可があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

4 中央会の設立の登記には、次の事項を掲げなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 事務所
- 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 五 公告の方法

5 組合又は中央会は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、第二項又は前項の事項を登記しなければならない。

(従たる事務所の新設の登記)

第八十九条 組合又は中央会の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に、前条第二項又は第四項の事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内に、その従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において、新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すればよい。

(事務所の移転の登記)

第九十条 組合又は中央会が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第八十八条第二項又は第四項の事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三

週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同条第二項又は第四項の事項を登記しなければならない。

(変更の登記)

第九十一条 第八十八条第二項又は第四項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。

2 第八十八条第二項第五号の事項中出資の総口数及び払込済出資総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により、事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内にすればよい。

(参事の登記)

第九十二条 組合が参事を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、参事の氏名及び住所、参事を置いた事務所並びに数人の参事が共同して代理権を行なうべきことを定めたときはその旨を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても同様とする。

(解散の登記)

第九十三条 組合又は中央会が解散したときは、破産の場合を除いて、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

(清算終了の登記)

第九十四条 組合又は中央会の清算が終了したときは、清算終了の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算終了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第九十五条 組合又は中央会の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方事務局又はその支局若しくは出張所を管轄登記所とする。

(設立の登記の申請)

第九十六条 組合又は中央会の設立の登記の申請書には、組合にあつては定款、代表権を有する者の資格を証する書面並びに出資の総口数及び第五十九條の規定による出資の払込みのあつたことを証する書面を、中央会にあつては定款及び代表権を有する者の資格を証する書面を添附しなければならない。

(事務所の新設等の登記の申請)

第九十九条 組合又は中央会の事務所の新設若しくは移転又は第八十八条第二項若しくは第四項の事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設若しくは移転又は同条第二項若しくは第四項の事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

(解散の登記の申請)

第九十八条 第九十三条の規定による組合又は中央会の解散の登記の申請書には、解散の理由を証する書面を添附しなければならない。

2 行政庁が組合又は中央会の解散を命じた場合における第九十三条の規定による解散の登記は、行政庁の囑託によつてする。

(清算終了の登記の申請)

第九十九条 組合又は中央会の清算終了の登記の申請書には、清算人が第六十五條において準用する商法第四百二十七條第一項又は第八十六条の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

(設立無効等の登記の手続)

第一百条 組合の設立を無効とし、又は總會の決議を取り消し、若しくは無効とする判決が確定した場合については、非訟事件手続法第三百三十五條ノ六（裁判による会社の設立無効の登記）及び

第四百四十条（嘱託書の添附書面）の規定を準用する。

（登記事項の公告）

第四百一条 登記した事項は、登記所において遅滞なく公告しなければならない。

（商業登記法の準用）

第四百二条 組合又は中央会の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第二十三条まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十五条、第二十六条（登記簿等及び登記手続の通則）、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第三項（合名会社の登記）並びに第七七条から第七九条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定を、組合の登記については、同法第五十三条（支配人の登記）の規定を準用する。この場合において、同法第五十六條第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは「住宅協同組合法第八十八条第二項又は第四項」と、同法第六十一条第三項中「商法第二百九条第二項の規定により会社を代表する」とあるのは、中央会については、「住宅協同組合法第八十三条本文の規定による」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

（不服の申出）

第四百三条 組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは規約に違反し、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると考ふる組合員又は会員は、文書をもってその旨を行政庁に申し出ることができる。

2 行政庁は、前項の申出があつたときは、この法律の定めるところに従い、必要な措置をとらなければならない。

（決算関係書類の提出）

第四百四条 組合及び中央会は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰

余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を行政庁に提出しなければならない。

（報告の徴収）

第四百五条 行政庁は、毎年一回を限り、組合又は中央会から、その組合員又は会員、役員、使用人、事業の分量その他組合又は中央会の一般的状況に関する報告であつて、組合又は中央会に関する行政を適正に処理するため特に必要なものを徴収することができる。

（業務又は会計状況の検査等）

第四百六条 組合員又は会員が、その総数の十分の一以上の同意を得て、その組合又は中央会の業務又は会計が法令又は定款若しくは規約に違反する疑いがあることを理由として、行政庁にその検査を請求したときは、行政庁は、その組合又は中央会の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 行政庁は、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは規約に違反する疑いがあり、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当である疑いがあると認めるときは、何時でも、その組合若しくは中央会からその業務若しくは会計に必要の報告を徴し、又はその組合若しくは中央会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

3 行政庁は、第十條第四号の事業を行なう組合の事業の健全な運営を確保するため必要と認めるときは、何時でも、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

4 行政庁は、第十條第四号の事業を行なう組合の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならない。

（行政庁の監督上の命令）

第四百七条 行政庁は、第十條第四号の事業を行なう組合に対し、その事業の健全な運営を確保し、又は組合員を保護するため、組合の業務若しくは財産の状況又は事情の変更によつて必要があるとき、その事業に關し、定款若しくは規約の変更、業務執行の方法の変

更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。

（法令等の違反に対する措置）

第四百八条 行政庁は、第六條第二項の規定により報告を徴し、若しくは同条の規定により検査をした場合において、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは規約に違反し、若しくは組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると認めるとき、又は組合若しくは中央会が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合又は中央会に対し、期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 行政庁は、組合又は中央会が前項の命令に違反したときは、その組合又は中央会に対し、解散を命ずることができる。

（弁明の機会の供与）

第四百九条 行政庁は、前條第二項の規定による命令をしようとするときは、その組合又は中央会に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（所管行政庁）

第五百条 この法律中「行政庁」とあるのは、組合については主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事とし、中央会については建設大臣とする。

第六章 罰則

第五百一条 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問はず、組合の事業の範囲外において投票取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合には適用しない。

第五百二条 第六條第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 組合又は中央会の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その組合又は中央会の業務に關して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合又は中央会に対して同項の罰金を科する。

第五百三条 組合又は中央会が第六條第一項の規定による命令に違反したときは、その組合の理事又はその中央会の会長は、一万円以下の罰金に処する。

第五百四条 次の場合には、組合又は中央会の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基づいて組合又は中央会が行なうことができる事業以外の事業を行なつたとき。

二 この法律に定める登記を怠つたとき。

三 第十四条（第七十條において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四 第十八條第二項（第七十條において準用する場合を含む。）第三十六條第四項又は第四十條第四項の規定に違反したとき。

五 第二十四條第五項（第七十五條において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

六 第二十五條（第七十五條において準用する場合を含む。）又は第六十一條（第八十一條において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

七 第二十九條（第六十五條、第七十五條又は第八十七條において準用する場合を含む。）又は第三十條（第六十五條において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

八 第三十三條又は第三十四條（以上の各規定を第六十五條、第七十五條又は第八十七條に

において準用する場合を含む。の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

九 第三十五条(第六十五条において準用する場合を含む)又は第三十七条において準用する商法第二百七十四条第一項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十 第三十七条において準用する商法第二百七十四条第二項又は第六十五条において準用する商法第四百十九條第一項の規定による調査を妨げたとき。

十一 第四十一条又は第七十七條第一項の規定に違反したとき。

十二 第四十九條、第五十六條第六項、第七十七條第四項若しくは第七十九條第二項において準用する商法第二百四十四條、第三十七條若しくは第六十五条において準用する商法第二百六十條ノ三、第六十五条において準用する商法第四百十九條又は第八十四條の規定に違反して議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

十三 第五十一条又は第五十二條の規定に違反したとき。

十四 第六十五条において準用する商法第二百四十四條第三項又は第八十七條において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

十五 第六十五条において準用する商法第二百三十一條又は第八十五條の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十六 第六十五条において準用する商法第四百二十一条第一項又は第八十七條において準用する民法第七十九條第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

告をしたとき。

十七 第六十五条において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

十八 第六十五条において準用する商法第四百二十三條の規定に違反して債務の弁済をし、又は第八十七條において準用する民法第七十九條第一項の期間内に債務の弁済をしたとき。

十九 第四十四条の規定に違反して書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

二十 第五十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十一 第七十七條の規定による命令に違反したとき。

第二百十五條 第四條第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第二条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 住宅協同組合法(昭和四十年法律第二号)による住宅協同組合(以下「住宅協同組合」という)。

第十八條中「住宅組合」の下に「又は同項第二号の二に該当する住宅協同組合」を加える。

第二十一條の三第三項第五号及び第六号中「住宅組合」の下に「又は住宅協同組合」を加える。

(労働金庫法の一部改正)

第三条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「消費生活協同組合」の下に「住宅協同組合」を加える。

第十一条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 その労働金庫の地区内に事務所を有する住宅協同組合及び同中央会

(登録税法の一部改正)

第四条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「塩業組合」の下に「住宅協同組合、住宅協同組合中央会、」を、「塩業組合、」の下に「住宅協同組合法」を加え、同条第十号中「又ハ住宅組合」を、「住宅組合又ハ住宅協同組合」に、同条第十一号中「又ハ住宅組合員」を、「住宅組合員又ハ住宅協同組合員」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第五条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第五号ノ八の次に次の一号を加える。

五ノ八ノ二 住宅協同組合中央会ノ発スル証書、帳簿

第五條第六号中「若ハ中小企業等協同組合」を、「中小企業等協同組合若ハ住宅協同組合」に改める。

(所得税法の一部改正)

第六條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中宗教法人の項の次に次のように加える。

住宅協同組合

住宅協同組合中央会

住宅協同組合法(昭和四十年法律第二号)

(地方税法の一部改正)

第八條 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項第二号中「中小企業団体中央会、」の下に「住宅協同組合中央会、」を加える。

第七十二條の五第一項第五号中「住宅組合、」の下に「住宅協同組合及び住宅協同組合中央会、」を加える。

第七十三條の七第十四号の次に次の一号を加える。

十五 住宅協同組合法(昭和四十年法律第二号)による住宅協同組合の組合員が住宅協

(印紙税法の一部改正)

第五条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第五号ノ八の次に次の一号を加える。

五ノ八ノ二 住宅協同組合中央会ノ発スル証書、帳簿

第五條第六号中「若ハ中小企業等協同組合」を、「中小企業等協同組合若ハ住宅協同組合」に改める。

(所得税法の一部改正)

第六條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中宗教法人の項の次に次のように加える。

住宅協同組合

住宅協同組合中央会

住宅協同組合法(昭和四十年法律第二号)

(地方税法の一部改正)

第八條 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項第二号中「中小企業団体中央会、」の下に「住宅協同組合中央会、」を加える。

第七十二條の五第一項第五号中「住宅組合、」の下に「住宅協同組合及び住宅協同組合中央会、」を加える。

(建設省設置法の一部改正)

第九條 建設省設置法(昭和二十三年法律第一百三十号)の一部を次のように改正する。

第三條第二十三号の五の次に次の一号を加える

る。

二十三の六 住宅協同組合法の施行に関する事務を管理すること。

第四條第七項中「同條第二十四号」を「同條第二十三号の六及び第二十四号」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第十條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号に次のように加える。

ホ 住宅協同組合法(昭和四十年法律第号)

第二條第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 住宅協同組合法の規定に基づいて設立された住宅協同組合中央会

(出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一部改正)

第十一條 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三條中「水産業協同組合」の下に「住宅協同組合」を加える。

四月三十日本委員会に左の案件を付託された。

一、民間宅地造成事業等に対する金融に関する請願(第一九八六号)(第一九八八号)(第二〇四三三号)

二、発電水利用料改定に関する請願(第一九六六号)

第一九八六号 昭和四十年四月二十日受理

民間宅地造成事業等に対する金融に関する請願 請願者 東京都新宿区四谷三ノ五社団法人 全国宅地造成連合会理事長 柴田 真一郎

紹介議員 米田 正文君

民間宅地造成事業及び分譲住宅建設事業に対し、金融の具体策を樹立して、住宅地造成事業に関する法律第二十條規定の趣意により民間宅地造成事業等の助成の実現を図りたいとの請願。

理由

宅地造成事業並びに分譲住宅の建設事業は、土地価額の暴騰と建築費の値上がりに伴い膨大な資金を必要とするが、金融機関においては、旧来の不動産事業に対する消極的貸出方針と比較的長期資金である関係上、宅地造成事業等には一般的には融資が行なわれ難い状況にある。

第一九八八号 昭和四十年四月二十一日受理

民間宅地造成事業等に対する金融に関する請願 請願者 東京都新宿区四谷三ノ五社団法人 日本宅地造成協合理事長 富士野 寿勉

紹介議員 米田 正文君

この請願の趣旨は、第一九八六号と同じである。

第二〇四三三号 昭和四十年四月二十二日受理

民間宅地造成事業等に対する金融に関する請願 請願者 大阪市北区梅ヶ枝町一〇六社団法人 関西宅地経営協合理事長 柴田 真一郎

紹介議員 米田 正文君

この請願の趣旨は、第一九八六号と同じである。

第一九六六号 昭和四十年四月二十一日受理

発電水利用料改定に関する請願 請願者 滋賀県議会議長 岸本久一郎

紹介議員 西川基五郎君

発電水利用料は、昭和三十三年の改定以来ずっと置かれており、著しく適正を欠いているから、同年改定の際の通商産業省と建設省との間の覚え書にのっとり、「発電用流水占用料の最高限度額」を大幅に引き上げられたいとの請願。

河川工事に要する事業費は、昭和三十二年当時と比較して大幅な値上がりを示しており、また事業量も増大の一途をたどっているため、河川管理のための地方負担は膨大な額を必要とする。

五月七日本委員会に左の案件を付託された。

一、民間宅地造成事業等に対する金融に関する請願(第二〇九一号)(第二一四二号)(第二一七六号)

第二〇九一号 昭和四十年四月二十三日受理

民間宅地造成事業等に対する金融に関する請願 請願者 福岡市警固本通り二ノ二社団法人 九州宅地造成協合理事長 小田 弥之亮

紹介議員 米田 正文君

この請願の趣旨は、第一九八六号と同じである。

第二一四二号 昭和四十年四月二十四日受理

民間宅地造成事業等に対する金融に関する請願 請願者 名古屋市中区矢場町一ノ三七社団法人 東海地区宅地造成協合理事長 佐治誠吉

紹介議員 米田 正文君

この請願の趣旨は、第一九八六号と同じである。

第二一七六号 昭和四十年四月二十六日受理

民間宅地造成事業等に対する金融に関する請願 請願者 静岡市鷹匠町三ノ六社団法人 静岡県宅地造成協合理事長 真田良一

紹介議員 米田 正文君

この請願の趣旨は、第一九八六号と同じである。

建設委員会会議録第十七号中正誤

ページ 行 誤 正

四一 終り 宇地

六二 六 公業

三 終り 実休

宅地

工業

実態

昭和四十年五月十七日印刷

昭和四十年五月十八日発行

參議院事務局 印刷者 大蔵省印刷局